

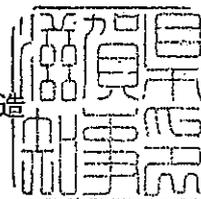
滋 県 情 第 1 7 号

平成 29 年 (2017 年) 1 月 26 日

滋賀県個人情報保護審議会

会長 松本 哲治 様

滋賀県知事 三日月 大造



個人情報の保護に関する法律の施行に伴う滋賀県個人情報保護条例の見直しについて

滋賀県個人情報保護条例第 52 条第 7 項の規定により、個人情報保護条例の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

(意見を求める理由)

平成 27 年 9 月 9 日に個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) の改正法が公布され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることを踏まえ、滋賀県個人情報保護条例の事業者に係る規定との整合性を検討する必要があると考えられます。

つきましては、当該内容について、貴審議会の意見を求めるものです。

滋賀県個人情報保護条例の見直しについて

1 滋賀県個人情報保護条例の見直しの趣旨

(1) 意見を求める趣旨

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 法律第 57 号(以下「個人情報保護法」という。))および行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 法律第 58 号(以下「行政機関個人情報保護法」という。))が改正されたことに伴い、滋賀県個人情報保護条例(以下「条例」という。)との整合性をどのように図るかが課題となっており、滋賀県個人情報保護審議会に意見を求めるものである。

- ・ 個人情報保護法の改正 平成 27 年 9 月 9 日公布、平成 29 年 5 月 30 日施行
個人情報保護法施行令の改正 平成 28 年 10 月 5 日公布
- ・ 行政機関個人情報保護法の改正 平成 28 年 5 月 27 日公布、平成 29 年 11 月 26 日までの間において政令で定める日に施行
行政機関個人情報保護法施行令の改正 未公布

(2) 条例の見直しに係る個人情報保護法および行政機関個人情報保護法の主な改正点

■ 個人識別符号(個人情報保護法・行政機関個人情報保護法)

「個人識別符号」を定義し、特定の個人の身体的特徴を変換したもの(例:顔認識データ)等についても個人情報に該当することを明確化。

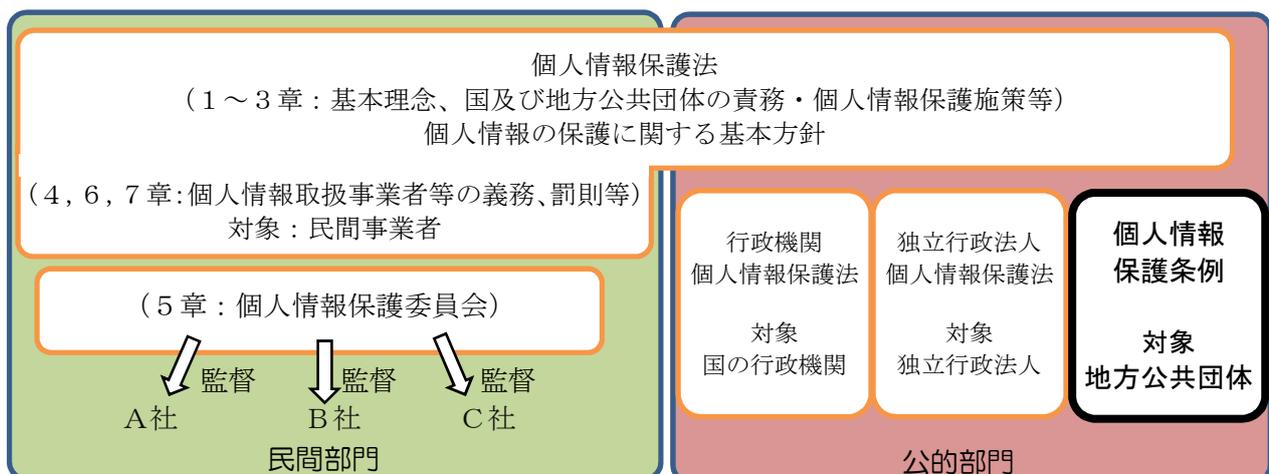
■ 要配慮個人情報(個人情報保護法・行政機関個人情報保護法)

「要配慮個人情報」を定義し、人種、信条、病歴等、本人にとって不当な差別または偏見が生じないように配慮するため位置づけ。

■ 小規模取扱事業者への対応(個人情報保護法)

従来、法の対象外であった、5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても個人情報保護法を適用。

図 改正後の個人情報保護制度の体系



2 今後のスケジュールについて

- 第 112 回個人情報保護審議会（平成 29 年 1 月 27 日開催予定）
個人情報保護条例の見直しについて審議（事業者規定）

- 第 113 回個人情報保護審議会（平成 29 年 2 月 17 日開催予定）
個人情報保護条例の見直しについて審議（事業者規定、個人識別符号および要配慮個人情報）

- 第 114 回個人情報保護審議会（平成 29 年 3 月 14 日開催予定）
個人情報保護条例の見直しについて意見とりまとめ（事業者規定、個人識別符号および要配慮個人情報）

- 第 115 回個人情報保護審議会（平成 29 年 4 月開催予定）
個人情報保護条例の改正について 諮問（事業者規定、個人識別符号および要配慮個人情報）

- 第 116 回個人情報保護審議会（平成 29 年 4 月開催予定）
個人情報保護条例の改正について 答申（事業者規定、個人識別符号および要配慮個人情報）

滋賀県個人情報保護条例における事業者規定について

1 事業者規定に関する検討について

滋賀県個人情報保護条例においては、事業者の保有する個人情報に係る規定（以下「事業者規定」という。）を置き、適正な運用を行っているところであるが、今回の個人情報保護法の改正により、個人情報取扱事業者の範囲が拡大されたことに伴い、条例との整合性をどのように図るかが課題である。

平成 17 年 4 月に個人情報保護法が全面施行されたことにより、個人情報の取扱いが 5,000 人以上の事業者については、適用対象となったものの、国の対応がどこまでできるのか、県民の不安感の払拭の必要性等の理由から、滋賀県個人情報保護審議会からの意見（参考 2）を踏まえ、事業者規定の存置を行った経緯がある。このため、今回の個人情報保護法の改正においても、事業者規定の取扱いについては慎重に検討する必要があると考える。

○ 現行条例における事業者規定について

対象条文	内 容
条例第 46 条（事業者の責務）	事業者に対し、事業の実施に伴う個人情報の適正な取扱いに関する責務を規定
条例第 47 条第 1 項（指導および助言）	知事等による事業者に対する指導および助言の実施
条例第 47 条第 2 項（事業者指針）	知事が個人情報を取り扱う際のよりどころとなるよう事業者向けの指針を作成
条例第 48 条（説明または資料の提出要求）	知事等による個人情報の不適正な取扱いが疑われる事業者に対する説明または資料の提出要請
条例第 49 条（是正の勧告）	知事等による個人情報について著しく不適正な取扱いが認められる事業者に対し個人情報保護審議会の意見を聴いた上での是正勧告
条例第 50 条（事実の公表）	知事等が、第 48 条および第 49 条に従わなかった事業者に対し、意見陳述の機会を与え、個人情報保護審議会の意見を聴いて事実を公表
条例第 51 条（苦情相談の処理）	事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の対応

2 個人情報保護法における事業者規定の改正について

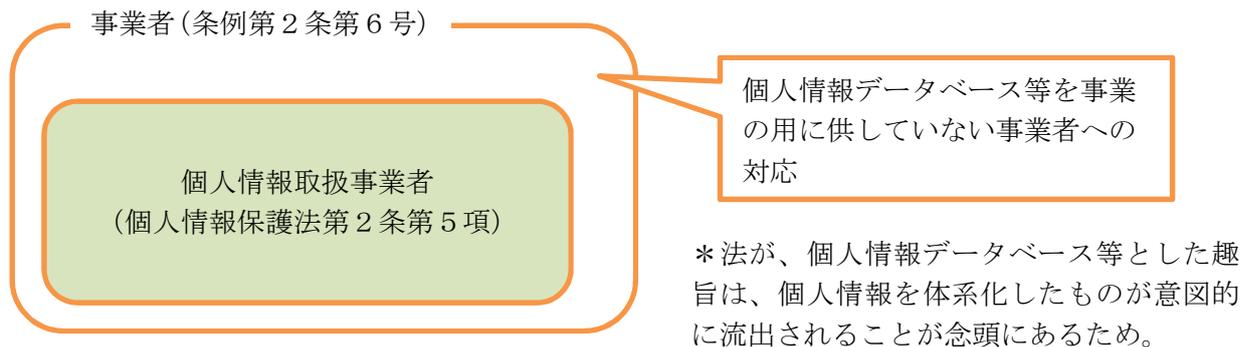
従来、個人情報の保護に関する法律では、個人情報を取り扱っている事業者を、「個人情報取扱事業者」と規定し、同法の施行令により 5,000 人以下の個人情報を取り扱っている事業者については、個人の権利利益を侵害するおそれが低いとして、同法の規定から除外していた。

しかし、今回の改正により、5,000 人以下の個人情報を取り扱っている事業者であっても、情報漏えい等が起きた場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが考えられることから、今回の改正により、当該事業者を対象外とする規定が廃止され、取り扱う個人情報の多寡に係わらず、同法の適用とされることとなった。

3 事業者規定の課題について

(1) 条例における「事業者」と個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」の定義の違いによる事業者への対応について

条例においては、個人情報を取り扱う全ての事業者を対象としているが、個人情報保護法においては、個人情報データベース等を事業の用に供している者のみを「個人情報取扱事業者」として法の対象としている。このため、条例と法律で適用範囲が異なるものであり、法の適用対象に当たらない事業者については、条例でカバーすることも考えられる。



- ・ 防犯カメラによる映像の流出
- ・ 個人を撮影した写真の流出 などが考えられる。

滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日滋賀県条例第8号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（6）事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）および事業を営む個人をいう

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）改正法

（定義）

第2条

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

（個人情報データベース等）

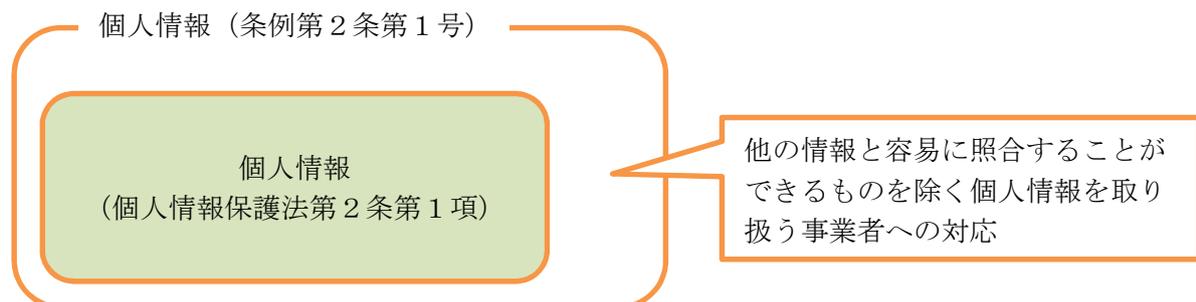
第 3 条 法第 2 条第 4 項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- 二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- 三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第 2 条第 4 項第 2 号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（2）条例および個人情報保護法における「個人情報」の定義の違いによる事業者への対応について

個人情報保護法は、個人情報の定義を、他の情報と容易に照合することができるものを含むとしているが、条例においては、「容易」についての規定がなく、より厳格な取扱いをしていることから、事業者が個人情報の漏えいを起こした場合に、漏えいした個人情報の種類によっては、条例で対応する場合がありますと考えられる。



以下の場合には、容易に照合することができないものとされている。

- ・ 他の事業者に通常の業務では行っていない特別な照会をし、当該他の事業者において相当な調査をしてはじめて回答が可能となる場合
- ・ 照合のために特別のソフトを購入してインストールする必要がある場合 など

滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号）

（定義）

第 2 条

（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）改正法

（定義）

第 2 条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的

方式（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（3）条例と個人情報保護法の規定の違いによる事業者への対応について

法の改正により、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者も全て法の適用対象となったことに伴い、条例との重複を避けるため、事業者規定を見直すことが考えられる。しかし、条例と法においては、以下のとおり、事業者と個人情報取扱事業者に対する対応の差異があることや、今まで県が果たしてきた役割を考慮して存置する必要はないか。

滋賀県個人情報保護条例	個人情報保護法
事業者の責務（条例第46条）	個人情報取扱事業者の義務（法第15条から第35条）
指導および助言（条例第47条第1項）	指導及び助言（法第41条）
指針（条例第47条第2項）	個人情報保護指針（法第53条） ※認定個人情報保護団体によるもの
説明または資料の提出要求（条例第48条）	報告及び立入り検査（法第40条）
是正の勧告（条例第49条）	勧告及び命令（法第42条）
事実の公表（条例第50条）	
苦情相談の処理（条例第51条）	国による苦情処理のための措置（法第9条） 地方公共団体による苦情の処理のあっせん等（法第13条） 個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第35条） 認定個人情報保護団体による苦情の処理（法第52条） 個人情報保護委員会の所掌事務（法第61条）

- 法が適用される事業者と条例の適用になる事業者について、事実の公表など対応に差があることは良いか。
- 個人情報保護法の全面施行後、個人情報保護委員会がどこまで権限を行使できるかが不明なため、当面は存置し、今後、国の動向を見て、見直しを検討すべきではないか。

参考 1 滋賀県個人情報保護条例制定時の状況（平成 6 年当時）

1 制度の必要性について

(1) 情報化社会に伴う県民の不安感を除去すること（全般）

情報化社会により自己情報が流通し、予期しないところで不利益を受ける、自分の知らないところで自己情報が蓄積されるなどといった、県民の不安感を除去するとともに、個人の権利利益の侵害を未然に防止しようとするものであり、個人情報の収集、利用、管理等の各段階におけるルールを設定しようとするものである。

(2) 民間事業者の保有する個人情報保護と対策を支援すること（事業者規定）

平成 2 年 7 月の第二次個人情報対策研究会（自治省）報告書で、民間事業者が保有する個人情報の取扱いについて、「地域内の住民の個人情報を保護する観点等から、国の施策との整合性に配慮しつつ、当該地域の行政に責任を有する者として、民間部門が保有する個人情報について地域の実情に応じた保護対策を講ずること。」としたことを踏まえ、滋賀県個人情報保護懇話会は、民間部門における個人情報の取扱いについて、本県の実情に見合った保護対策を講ずる必要があると提言を行った。

2 条例制定当時における事業者規定の考え方

(1) 事業者が保有する個人情報の保護をなぜ県が講じなければならないのか

- ・ 個人情報保護対策の目的は、個人情報の取扱いに伴う不安感を除去するとともに、個人の権利利益の侵害を未然に防止することである。
- ・ 県政モニターに対するアンケート（平成 4 年 2 月実施）によると、県民の「不安感」は、県が保有するものよりも、むしろ民間事業者が保有するものに高い割合となっている。
- ・ 民間保有の個人情報の取扱いは、国の行政指導による業界団体の自主規制に委ねられており、個人情報全般について、法的措置を伴う保護措置が講じられていない現状においては、本県において保護措置を講じる必要がある。
- ・ 懇話会の提言でも「公的部門に比較し、民間部門における個人情報の取扱いは一定の統一的なルールがなく、個人の権利利益の侵害の可能性はより大きい面があると考えられる。」とし、「本県の実情に見合った保護対策を講ずる必要がある。」としている。

(2) 事業者が取り扱う個人情報についての保護対策は、どのようなものがあるのか。

現在（平成 6 年当時）のところ、①法律による規制、②関係省庁による保護対策、③民間事業者団体による自主的保護対策が講じられているが、全ての業種・事業者に適用されるものはない。

(3) 事業者の範囲について、任意団体、グループは、事業者に入るのか（条例第 2 条第 5 号関係）

- ・ 「法人」とは、商法上の会社、民法上の公益法人その他の法人格を有するものをいう。
- ・ 「その他の団体」とは、団体として規約等を有し、かつ、代表者の定めのあるものをいう。
- ・ 「事業を営む個人」とは、地方税法第 72 条第 1 項から第 7 項までに掲げる事業者を営む個人のほか、農業、林業、林産業等を営む個人をいう。
- ・ 任意団体、グループは、団体として規約等を有し、かつ、代表者の定めがあれば「事業者」として捉える。

参考 2 個人情報保護法全面施行に伴う滋賀県個人情報保護審議会での意見（平成 16 年当時）

平成 17 年 4 月から個人情報保護法における事業者に係る規定が施行されることに伴い、滋賀県個人情報保護審議会においても、同法と条例の関係性について次の議論が行われたところである。

1 第 23 回滋賀県個人情報保護審議会が出された意見について

- ・ 保有する個人情報が 5,000 件以下の事業者はほとんどいないのではないか。
- ・ 保有する個人情報が 5,000 件以下の事業者に対して、実際にどこまでのことができるのか。
- ・ 条例は、小規模の民間事業者にも及んでいるため、何かあった場合の措置として現行規定を存置すべきではないか。
- ・ 保有する個人情報が 5,000 件を超える事業者に対して、国の指導以上のことをどこまでできるのか。
- ・ 法律の施行後の運用を視野に入れるとして、現時点では事業者規定を存置し、改正すべき部分については、動向を見て今後決定する。

2 「滋賀県個人情報保護条例の改正に関する意見」として滋賀県個人情報保護審議会から知事に提出された意見について

(1) 結論

事業者の保有する個人情報の保護に関する規定は、現行制度を維持することが適当である。

(2) 説明

個人情報の保護対策の必要性は、公的部門と民間部門とで基本的に異なるものではないことから、現行条例においては、事業者の保有する個人情報についても、適正に取り扱われるよう条例で規定を設けているところである。

今般、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた個人情報保護法が制定され、平成 17 年 4 月から全面施行される。同法では、5,000 件を超える個人情報を取り扱う事業者を対象としていることから、同法の対象外となる事業者における個人情報の保護制度として、現行条例の事業者に関する規定はなお意義を有している。また、同法は、全面施行後 3 年を目途に検討を加えることとされていることを勘案すると、当面、現行規定を維持することが適当である。

なお、同法の趣旨を踏まえ、事業者に対し指導等を行うときは、表現の自由、学問の自由、信教の自由および政治活動の自由を妨げることがないように運用することが求められる。